

出席停止期間の基準

学校保健安全法 施行規則第19条

○インフルエンザ

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」
（発症日は含みません）

※幼児とは小学校入学前の園児のことです。

日 付	/	/	/	/	/	/	/
	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生 中学生	発症日	－	－	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	登校可能
園 児		－	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	熱なし 3日目	登園可能

○新型コロナウイルス感染症

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」（発症日は含みません）

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

※無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

日 付	/	/	/	/	/	/	/
	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生 中学生 園児	発症日	－	－	－	症状軽快	1日目	登校可能